**👉旅館業法における簡易宿所営業施設**

**👉国家戦略特別区域法における外国人滞在施設経営事業施設**

いわゆる「民泊」事業を行われる皆様へ

上記の民泊施設内の**「台所」「洗濯機」「浴室」**などは、

シャワーのみの場合を除く

**水質汚濁防止法の規制対象**です。

事業をお考えの場合は、必ず裏面の相談窓口に

**事前に御相談**ください。

**※**住宅宿泊事業法（平成30年６月15日施行）に基づく住宅宿泊事業は、令和２年12月19日付で水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことにより、水質汚濁防止法の規制**対象外**となりました。

* なお、例えば、集合住宅の一部で民泊事業を行う場合は、民泊事業者ではなく、排水処理施設（浄化槽等）の管理者等に届出義務が生じることがあります。
* 公共用水域（河川・水路・海など）への１日当たりの最大排水量が50m3以上の場合は、水質汚濁防止法の届出でなく、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可が必要な場合があります。

**水質汚濁防止法の規制の詳細は、大阪府ホームページで**

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/mizu/>　　　　大阪府　水質規制　で検索

水質汚濁防止法の相談窓口

（令和２年12月時点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 民泊施設が  所在する市町村 | 担当部署 | 電話番号 |
| 柏原市 | 大阪府環境農林水産部環境管理室  事業所指導課水質指導グループ | 06-6210-9585（直通） |
| 交野市 |
| 門真市 |
| 島本町 |
| 四條畷市 |
| 摂津市 |
| 大東市 |
| 羽曳野市 |
| 藤井寺市 |
| 熊取町 | 大阪府泉州農と緑の総合事務所  環境指導課 | 072-437-2530（直通） |
| 泉南市 |
| 高石市 |
| 田尻町 |
| 岬町 |
| 大阪市 | 大阪市建設局下水道部施設管理課水質管理担当 | 06-6615-7523（直通） |
| 池田市 | 池田市環境部環境政策課 | 072-754-6647（直通） |
| 箕面市 |
| 豊能町 |
| 能勢町 |
| 豊中市 | 豊中市環境部環境政策課 | 06-6858-2103（直通） |
| 吹田市 | 吹田市環境部環境保全指導課 | 06-6384-1850（直通） |
| 茨木市 | 茨木市産業環境部環境政策課 | 072-620-1644（直通） |
| 高槻市 | 高槻市市民生活環境部環境政策課 | 072-674-7486（直通） |
| 守口市 | 守口市環境下水道部環境対策課 | 06-6992-1508（直通） |
| 寝屋川市 | 寝屋川市環境部環境保全課 | 072-824-1181（代表） |
| 枚方市 | 枚方市環境部環境指導課 | 050-7102-6012（直通） |
| 東大阪市 | 東大阪市環境部公害対策課 | 06-4309-3206（直通） |
| 八尾市 | 八尾市経済環境部環境保全課 | 072-994-3760（直通） |
| 松原市 | 松原市市民生活部環境予防課 | 072-334-1550（代表） |
| 富田林市 | 河内長野市環境経済部  環境政策課環境保全係 | 0721-53-1111（代表） |
| 河内長野市 |
| 大阪狭山市 |
| 太子町 |
| 河南町 |
| 千早赤阪村 |
| 堺市 | 堺市環境局環境保全部環境対策課 | 072-228-7474（直通） |
| 泉大津市 | 泉大津市都市政策部環境課 | 0725-33-1131（代表） |
| 忠岡町 |
| 和泉市 | 和泉市環境産業部環境保全課 | 0725-99-8121（直通） |
| 岸和田市 | 岸和田市市民環境部環境保全課 | 072-423-9462（直通） |
| 貝塚市 | 貝塚市都市整備部環境衛生課 | 072-433-7186（直通） |
| 泉佐野市 | 泉佐野市生活産業部環境衛生課 | 072-463-1212（代表） |
| 阪南市 | 阪南市市民部生活環境課 | 072-471-5678（代表） |